

国立大学法人東京農工大学非常勤職員給与規程の一部改正

現行	改正	改正理由
<p>本則</p> <p>(給与の種類)</p> <p>第3条 <u>フルタイム契約職員の給与は、勤務1日当たりの給与(以下「日給」という。)及び諸手当とし、パートタイム契約職員の給与は、勤務1時間当たりの給与(以下「時間給」という。)及び諸手当とする。</u></p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(新設)</u></p>	<p>本則</p> <p>(給与の種類)</p> <p>第3条 <u>非常勤職員の給与は、次の各号に定めるとおりとする。</u></p> <p><u>(1) フルタイム契約職員の給与は、勤務1日当たりの給与(以下「日給」という。)及び諸手当とする。</u></p> <p><u>(2) パートタイム契約職員の給与は、勤務1時間当たりの給与(以下「時間給」という。)及び諸手当とする。</u></p> <p><u>2 前項第1号の規定にかかわらず、フルタイム契約職員の給与は、年俸制とすることができる。</u></p> <p><u>3 年俸制給与の適用を受けるフルタイム契約職員の給与の種類、計算期間、支給日等については、別に定める。</u></p>	

附 則(平成30年4月1日規程第18号)

この規程は、平成30年4月1日から施行する。